

「図説建築法規第4版第1刷正誤表

\* 下線は訂正する箇所を示す。

頁	誤	正
18 頁 (表 9 欄外) 1 行目	<u>(イ) 特定主要構造部 (主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして令第 108 条の 3 で定める部分以外の部分) が、次の①又は②のいずれかにかに該当するものであること。</u>	削除
85 頁 8 行目	なお、法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の <u>主要構造部</u> の性能・・・	特定主要構造部
89 頁 表上欄	<u>主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物【イ準耐に限る (1 時間準耐基準に適合するもの)】 (特定主要構造部を耐火構造とした建築物も含む)</u>	準耐火建築物 (特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む) であって 1 時間準耐火基準に適合するもの